

林 産 物 買 受 申 込 書

令和 年 月 日

磐城森林管理署長 殿
登録番号 T8000012050001

(買受人住所)

郵便番号

(氏 名)

印

電話番号

下記の物件を買い受けたいことから国有林野の産物売払規程及び裏面に記載した条項を堅く守ることを条件に申込みます。

物件所在地：		国有林		
		林班	小班	
用 途	搬出支障木	品 目		面積
本 数	本	数 量	m	㎡
売払代金		円 (うち消費税抜き代金:		円)

売 払 決 議

月	署 長	次 長	総括事務 管理官	事務管理官 (経理)	総括治山 技術官	総括森林 整備官	主任森林 整備官	森林整備官	主 査
日									

本件は国有林野の産物売払規程(農林省告示第132号)の第34条第3項第2号に該当するので国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号に基づく産物の売払いについて(61林野業一第79号)により処理してよろしいか。

上記の物件を売買契約書[作成 省略] のうえ売り払ってよろしいか。

適格請求書(インボイス)は、別紙「売買代金明細書」のとおり。

売払代金の官収分と民収分の割合額(税込)は以下のとおり。

売払代金(税込)	官収分	円	民収分	円																																			
<table><tr><td>適用法規 予決令</td><td>第102条</td><td>第4項</td><td>第3号</td><td></td></tr><tr><td></td><td>第 条第</td><td>項第</td><td>号</td><td></td></tr><tr><td>施行令</td><td>第 条第</td><td>項第</td><td>号</td><td></td></tr><tr><td>売払承諾 到達年月日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日 確認</td></tr><tr><td>調定年月日:</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>代 金 納 期:</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td colspan="5">管理経営規程: 第17条 第3項 管理経営規程の運用 :32 (4) 一 コ</td></tr></table>					適用法規 予決令	第102条	第4項	第3号			第 条第	項第	号		施行令	第 条第	項第	号		売払承諾 到達年月日	令和	年	月	日 確認	調定年月日:	令和	年	月	日	代 金 納 期:	令和	年	月	日	管理経営規程: 第17条 第3項 管理経営規程の運用 :32 (4) 一 コ				
適用法規 予決令	第102条	第4項	第3号																																				
	第 条第	項第	号																																				
施行令	第 条第	項第	号																																				
売払承諾 到達年月日	令和	年	月	日 確認																																			
調定年月日:	令和	年	月	日																																			
代 金 納 期:	令和	年	月	日																																			
管理経営規程: 第17条 第3項 管理経営規程の運用 :32 (4) 一 コ																																							
買受人の職業、資産、信用の程度																																							
売 払 事 由																																							

条項第 条全文削除

条 項

1. 代金又は代金延納担保は、指定どおり納付すること。
2. 物件の引渡は、代金又は延納担保納入後とし、次のとおりとする。
 - (1) 本件の買受人立会による引渡は行わないものとする。
 - (2) 代金の全部(売払規程第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金)の納入があった時、又は代金延納担保の提供(売払規程第29条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び当該違約金の納入)があった時、(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時)に引渡があったものとする。
 - (3) 買受人は前述(2)により、引渡があったものとみなした時の日付けをもって引渡領収証を森林管理署長に提出するものとする。
3. 指定期限までに代金又は延納担保を納付しないときは、期限満了の翌日から納付の日までの日数につき年利14. 60パーセントの割合で違約金を納めること。
4. 物件の搬出期間は、物件引渡の日から起算し、令和 年 月 日までの間とする。
5. 搬出期間内に物件の搬出が終わらないときは、災害その他やむを得ない理由のある場合を除き期限満了前に搬出延期の申請をすること。搬出延期の申請をしないときは、期間満了後の搬出未済物件を棄権したものと国に帰属すること。
前項の搬出延期をする場合は、延期期間1日につき売払代金の1,000分の1に相当する金額を違約金として納めること。
6. 数量の計算方法は森林管理署の定めた方法によること。
7. 物件の種類、規格、数量に異動があった場合でも、これについて異議を申し述べないこと。また、物件にかくれた瑕疵があった場合も同様であること。
ただし、個人(事業又は事業のために契約の当事者になる場合は除く)の場合においては、その担保の責任について森林管理署と協議の上決定する。
8. この物件は、買受申込書(様式1)に記載の用途に供する目的を持って買受けするものであることから、引渡し後においても、あらかじめ売渡人の承認を受けなければ指定した用途以外に使用し、消費し、担保に供し、または他人に譲り渡さないこと。
9. 前項に違反したときは、その使用し、消費し、担保に供し、また他人に譲り渡した数量に相当する産物売払代金の100分の50に相当する金額を違約金として徴収されても異議ないこと。
10. 天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引渡前であっても買受人の負担とすること。
11. 国の施設を利用する場合は、森林管理署の指示に従うこと。
12. 前記各項の契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議ないこと。
13. 前項により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納めること。
14. その他細部については、森林管理署の指示に従うこと。
15. 別紙特約条項に従って履行すること。

(注) 上記条項は、適宜修正のうえ使用することができる。